

京都市告示第 199 号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 7 年 6 月 6 日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和 7 年 7 月 2 日（水）～同年 7 月 4 日（金）、令和 7 年 7 月 14 日（月）、
令和 7 年 7 月 28 日（月）、令和 7 年 8 月 25 日（月）、令和 7 年 9 月 8 日（月）、
令和 7 年 9 月 29 日（月）

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）